

奨学金の制度について

Shōkōkai



【奨学生の資格】

以下のいずれかの医療関係の学校に在学又は進学し、学力優秀、心身健全な者のうち、学資の支弁が困難と認められる者としています。

- ① 大学または大学院
- ② 短期大学または大学短期大学部
- ③ 専門学校または専修学校
- ④ その他の医療・福祉関係の技術習得養成機関

【奨学金の額】

月額／3万円、5万円、8万円、10万円、

15万円のいずれかを選択

但し、選考においては希望額に添えないことがあります。

【申込時の必要書類】

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ① 奨学生願書 | ② 誓約書 |
| ③ 連帯保証書 | ④ 家族状況調査書(様式あり) |
| ⑤ 履歴書 | ⑥ 住民票記載事項証明書 |
| ⑦ 最終学年の卒業成績証明書 | |
| ⑧ 在学学校長の推薦書もしくは進学先の合格証明書 | |
| ⑨ 健康診断書 | |

【奨学金の交付】

1ヵ月分を毎月25日に振り込みます。

(振り込み日が休日の場合は、その前日)

【貸与期間】

申し込みより卒業(修了)までの間で希望される期間

【選考】

書類及び面接

【返還】

貸与の終了した月の翌月から10年以内です。(年賦、半年賦、月賦、その他の割賦)

返還に際しては、原則利息はつきません。但し、正当と認められる理由がなく、返還の遅延が生じたときは、延滞利息を徴収することがあります。

尚、在学中に退学、奨学金の廃止、辞退などが生じた際は、上記の期間にて返還を行っていただきます。

【返還の免除】

奨学生が卒業又は修了して、資格取得後5年間本会に継続して勤務した場合は、貸与期間について月額8万円の範囲内で返還を免除いたします。尚、本会の学校(宇和島看護専門学校)の奨学生は、資格取得後3年間本会に継続して勤務した場合としています。

資格取得期間については、奨学生が卒業又は修了後、原則として2年以内です。

ホームページでも「奨学金制度」についてご覧いただけます。





公益財団法人 正光会は、精神障碍者及び地域の公衆衛生向上の為に精神保健医療福祉介護に関する事業を行い、精神科病院や診療所、障害者福祉施設、介護施設、看護学校などの運営をしています。

この奨学金は、本会が、医師、薬剤師、看護師、作業療法士及びその他の医療技術者の養成と、地域医療水準の向上の為に、医療関係等の学校の学生に対して、学資の貸与を行うことを目的としております。

患者さんのために

患者さんと共に
より良い医療・福祉の実現と
地域との共生を目指します。



連絡先・申込先

公益財団法人 正光会 本部事務局
〒798-0027 愛媛県宇和島市柿原1280番地
担当部署／総務課
TEL.0895-22-3900 FAX.0895-22-3866

<http://www.shokokai-grp.or.jp>

奨学金の ご案内



公益財団法人 正光会